

2021（令和3）年度 東北大学法科大学院入学試験
一般選抜（後期）・学部3年次生特別選抜（既修）
試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

以下の【事案】を読み、【設問】に答えなさい。

【事案】

1 Xは、令和2年（以下、全て同年の出来事とする。）4月1日、Vを被害者とする殺人罪の被疑事実により逮捕され、同月4日、同事実により勾留された。同月5日、弁護士であるDは、Xが勾留されているS中央警察署に赴き、Xと接見し、Xの弁護人に選任された。

2 同月9日午後3時頃、Dは、S中央警察署に赴き、Xとの接見を申し出た。その時点で、Xは、同署内の取調室において、検察官Pによる取調べを受けている最中であり、かつ、Vの死亡推定時刻頃の自身の所在に関する供述を開始した直後であった。

そこで、Pは、Dに対し、「現時点でXの取調べを行っている最中であり、この取調べは本日の午後6時頃に終了する予定であるから、接見は本日の午後6時以降にしてもらえないか。」と述べた。これに対し、Dは、「本日の午後6時以降は別の予定が入っているので、その時間からしか接見できないのは都合が悪い。今すぐ取調べを中止し、接見させてほしい。」と述べた。その後の協議によっても調整が付かず、結局、同日午後3時20分頃、Pは、「接見は本日の午後6時以降とする。」として接見指定（以下、「本件接見指定」という。）を行った。その結果、Dは、同日中の接見を断念し、S中央警察署を退去した。

同日午後4時30分頃、引き続き取調べを受けていたXは、V殺害を全面的に自白するに至り、同自白を録取した供述調書が作成された。

3 同月10日午前9時頃、Dは、S中央警察署に赴き、その頃から同日午前11時頃までの間、Xと接見した。

同日午前11時30分頃、Pは、Xの取調べを開始した。その際、Xは、前日の取調べにおける供述を翻し、V殺害を全面的に否認するに至った。そこで、Pは、XがDからの助言を受けて否認に転じたものと考え、Xに対し、「さきほどの接見の際に、Dから何か言われたのではないか。もし何か言われたのであれば、詳しく教えてほしい。」等と申し向け、これに応じたXから、同日午前中のDとの接見の内容を詳細に聴取し（以下、「本件聴取」という。）、同供述を録取した供述調書が作成された。

2021（令和3）年度 東北大学法科大学院入学試験
一般選抜（後期）・学部3年次生特別選抜（既修）
試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

【設問1】

本件接見指定の適法性につき論じなさい。

【設問2】

本件聴取の適法性につき論じなさい。